

(証券コード 9691)

平成28年6月7日

株 主 各 位

群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地

株式会社 両毛システムズ

代表取締役社長 秋 山 力

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
当社 1階プレゼンテーションルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前8時30分を予定しております。

◎本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ryomo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ryomo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、為替が引き続き円安傾向で推移する中、企業の設備投資も拡大基調が続きましたが、中国金融市場の不安定な状況や、国内株式市場の下落、急激な円高による輸出型企業の収益悪化など、景気を下押しする懸念も生じており、不透明感が増してまいりました。

情報サービス産業におきましては、企業の設備投資の拡大によるソフトウェア投資の増加、ネットワークセキュリティや情報漏洩防止などICT※に関するセキュリティソリューション需要の高まりに加えて、税・社会保障番号制度(以下、マイナンバー制度)の開始によるシステム改修需要や、電力小売の自由化等により、商談環境は堅調に推移いたしました。

※ICT (Information and Communication Technology) : 情報・通信に関する技術の総称

このような状況の中、当社及び連結子会社(以下、当社グループ)では、公共分野及び民間分野とも引き続き受注拡大ならびに収益構造の改善、製品・サービス強化の取組みを進めてまいりました。電力事業者向け「顧客料金管理サービス」、組込ソフトウェア開発が堅調に推移したことに加えて、マイナンバー制度関連におけるシステム改修、自治体窓口業務支援等のBPO※が売上・利益に貢献いたしました。また、第3四半期累計では連結営業利益は赤字で推移いたしました。また、マイナンバー制度関連におけるシステム改修対応をはじめとした受託ソフトウェア開発や、パッケージ製品の導入売上が第4四半期に集中したため、通期では売上・利益ともに前期を上回りました。

※BPO (Business Process Outsourcing) : 業務プロセスの一部を外部企業に委託すること

その結果、売上高は13,043百万円(前期比14.1%増)、営業利益は587百万円(前期比14.0%増)、経常利益は614百万円(前期比12.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は376百万円(前期比34.1%増)となりました。

次にセグメントごとの状況をご報告いたします。

〔公共事業セグメント〕

公共事業セグメントでは、競争入札の浸透による低価格化が進み、競争環境は厳しさを増しているものの、新制度への対応等、堅調な商談環境に加えて、収益構造の改善により、売上ならびに利益を拡大いたしました。

「G. B e _U (ジービーユー)」（次世代電子行政システム）の新規導入やマイナンバー制度関連におけるシステム改修のほか、介護保険制度改正対応、戸籍情報総合システム、水道料金システム、小中学校向け情報化システム更新等が堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は6,817百万円（前期比20.5%増）、セグメント利益は697百万円（前期比25.7%増）となりました。

〔社会・産業事業セグメント〕

社会・産業事業セグメントでは、景気の回復によるリプレース需要、組込分野におけるMBD※の普及による需要拡大等により、総じて堅調に推移いたしました。具体的には、ガス事業者向け「G I O S (ジーオス)」、印刷業向け「P r i n T a c t (プリンタクト)」等各事業向けパッケージシステム、受託ソフトウェア開発ならびに組込ソフトウェア開発におけるコンサルティングサービスが、伸長いたしました。

※MBD (Model Based Development:モデルベース開発)：シミュレーションモデルを用いた事前評価を取り入れた開発手法

その結果、売上高は6,226百万円（前期比7.7%増）、セグメント利益は964百万円（前期比20.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は282百万円であり、その主なものは封入封緘機等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成25年3月期)	第45期 (平成26年3月期)	第46期 (平成27年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高(千円)	10,297,609	11,115,150	11,436,889	13,043,974
経常利益(千円)	207,172	592,629	547,076	614,282
親会社株主に帰属 する当期純利益	66,735	192,237	280,893	376,615
1株当たり当期純利益	19円07銭	54円94銭	80円28銭	107円64銭
総資産(千円)	9,688,809	10,091,479	11,148,259	11,148,634
純資産(千円)	6,061,013	6,363,587	6,936,049	6,779,896

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成25年3月期)	第45期 (平成26年3月期)	第46期 (平成27年3月期)	第47期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売上高(千円)	9,533,176	10,264,827	10,483,334	12,048,612
経常利益(千円)	197,356	549,733	511,472	584,153
当期純利益(千円)	64,888	171,306	265,227	367,222
1株当たり当期純利益	18円55銭	48円96銭	75円80銭	104円95銭
総資産(千円)	9,153,426	9,355,479	10,041,099	10,539,511
純資産(千円)	5,888,710	6,064,836	6,342,362	6,592,396

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
(株) ミツバ	百万円 9,885	% 51.3	自動車部品ならびに用品の製造販売、 小型電気機器の製造販売

親会社との関係

1. ソフトウェア開発・システム販売等を行っております。
2. 当社所有の建物を賃貸しております。
3. 建物及び土地を賃借しております。
4. 役員の兼任はあります。

親会社等との間の取引

親会社である株式会社ミツバは、当社の株式を1,795千株保有いたしております。

当社は、親会社へソフトウェア開発・システム販売等を行っております。

当社はこれらの取引に関して、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社取締役会は判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) 両毛ビジネスサポート	百万円 30	% 100.0	ソフトウェアのヘルプデスクサポート及びビジネスプロセスのアウトソーシング
(株) 両毛インターネットデータセンター	90	100.0	データセンターサービス、インターネット接続サービス及びコンピュータによる受託計算処理サービス

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後、ビッグデータ活用やI o T※など、高度情報化社会を支える技術は急速に進化し、ネットワーク社会はますます拡大することが予想されます。

このような状況の中、当社は「RSビジョン2025」達成に向け、下記に掲げる課題に対応し、グループ力の結集と経営資源の有効活用により新価値の創造と顧客価値の最大化を目指す経営を推進いたします。

※I o T (Internet of Things) : インターネットにI T関連機器以外の様々な”モノ”を接続すること

① 研究機能の充実

急速に高度化する技術を取り込み、新事業の創出、新製品・サービスへの展開を図るため、研究機能を充実いたします。

② セキュリティソリューションサービスの充実

ネットワーク社会の進化とともに、外部からの侵入防止、内部からの情報漏えい対策など、セキュリティ対策が経営上の重要な課題となっております。当社はセキュリティ対策の様々な経験を活かし、ネットワークを安全かつ効率的に維持するソリューションサービスの充実を図ってまいります。

③ 製品・サービスの品質向上

今後も安定した製品・サービスを提供し続けるために、品質マネジメントシステムの継続的な改善を通して、品質向上に努めます。

④ 標準化の推進による生産性向上

I C Tシステムの進化により、求められる開発技術や専門知識もより高度化、複雑化いたします。業務プロセスや開発プロセスの標準化を推進し、生産性向上を図ります。

⑤ グローバル展開するミツバグループの成長支援

当社グループが属するミツバグループは、輸送用機器関連事業を主力とし、世界16カ国で事業を展開しております。グローバルで成長するミツバグループをI C Tの側面からサポートし、ミツバグループ・グローバルでの成長を支援します。

⑥ コンプライアンスの強化

改正会社法の施行やコーポレートガバナンスコードへの対応等、企業経営の透明性に関する社会的な要請が高まっております。当社グループでは、コーポレートガバナンス、内部統制システム及び情報セキュリティ対策等の強化を進め、また経営理念及び倫理規範の浸透活動、情報セキュリティ教育などにより、コンプライアンス強化を進め、役員、従業員の不正行為や不法行為の発生を未然に防ぐ取組みのより一層の強化を図ってまいります。

⑦ 人材育成

上記の課題を達成し、当社グループが継続して成長を遂げるには、高度な専門知識を有する人材の育成が最重要課題と考えます。専門的なI C Tやセキュリティ技術を保有する技術者を主力として、経営的な視点を以ってお客様の課題解決提案ができる人材、法務・財務など高度な知識を有する人材の育成と確保を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ① ソフトウェア開発・システム販売
- ② 情報処理サービス
- ③ システム機器・プロダクト関連販売
- ④ その他の情報サービス

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

- ① 当社
本社（群馬県）、東京営業所、宇都宮営業所、高崎営業所、中部営業所
- ② 連結子会社
株両毛ビジネスサポート（群馬県）
株両毛インターネットデータセンター（群馬県）

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
984 人	83人（増）

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	人	人	歳	年
男性	518	9（増）	41.8	15.3
女性	245	25（増）	43.4	9.2
合計又は平均	763	34（増）	42.3	13.3

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	千円
(株) 横 浜 銀 行	102,000
(株) み ず ほ 銀 行	12,000
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	12,000
(株) 群 馬 銀 行	12,000
(株) 足 利 銀 行	12,000
(株) 東 和 銀 行	12,000
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	8,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,510,000株
- (3) 株主数 611名（前事業年度末比 135名増）
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
(株) ミ ツ バ	1,795	51.3
(株) 横 浜 銀 行	173	4.9
両毛システムズ従業員持株会	84	2.4
日 野 昇	74	2.1
(株) み ず ほ 銀 行	65	1.8
セコム損害保険(株)	65	1.8
(有)サンフィールド・インダストリー	59	1.6
三菱UFJ信託銀行(株)	56	1.6
桐 生 瓦 斯 (株)	40	1.1
(株) 柳 栄 精 工	40	1.1

(注) 持株比率は自己株式（11,035株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	日野 昇	(株)ミツバ代表取締役会長
代表取締役社長	秋山 力	全社統括、情報サービスドメイン統括 (株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター取締役
取締役	荻野 研司	CTO(Chief Technical Officer:最高技術責任者) 事業拡大、Future Pull推進担当 (株)両毛ビジネスサポート担当 事業化推進室長 (株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター取締役
取締役	北澤 直来	事業統括、構造改革、品質保証担当 (株)両毛インターネットデータセンター担当 事業支援本部長 (株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター取締役 リョウモウ・ベトナム・ソリューションズ・カンパニー・リミテッド取締役
取締役	山崎 信宏	公共事業担当、リョウモウ・ベトナム・ソリューションズ・カンパニー・リミテッド担当 公共事業本部長、文教事業部長 リョウモウ・ベトナム・ソリューションズ・カンパニー・リミテッド代表取締役会長
取締役	藤野 修二	社会・産業事業、標準化担当 社会・産業事業本部長、製造事業部長 リョウモウ・フィリピンズ・インフォメーション・コーポレーション代表取締役社長
取締役	瀬田 敏博	(株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター取締役
取締役	阿久戸 庸夫	(株)ミツバ取締役相談役
常勤監査役	樋口 幸一	
監査役	星野 陽司	星野物産(株)代表取締役社長 前橋運輸(株)代表取締役社長
監査役	関子田 誠	(株)ザスト代表取締役社長 (株)アムズ代表取締役社長 (株)関子田商店代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 阿久戸 庸夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 星野 陽司、関子田 誠の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. ファイブ・スター・ソリューションズ・ベトナム・リミテッドは、平成27年6月1日付で商号をリョウモウ・ベトナム・ソリューションズ・カンパニー・リミテッドに変更しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役 星野 陽司、岡子田 誠の両氏は法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
	名	千円
取 締 役	6	53,101
(うち社外取締役)	(一)	(一)
監 査 役	3	14,623
(うち社外監査役)	(2)	(4,800)
合 計	9	67,724

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の員数には、無報酬の取締役2名(うち社外取締役1名)を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月27日開催の第32回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月27日開催の第32回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、21,600千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 阿久戸 庸夫氏は、当社の親会社(株)ミツバの取締役相談役であります。当社は(株)ミツバとの間にソフトウェア開発・システム販売等の取引関係があります。
- ・監査役 星野 陽司氏は、前橋運輸(株)の代表取締役社長であります。当社は前橋運輸(株)との間に機器運搬業務の取引関係があります。
- ・監査役 関子田 誠氏は、(株)ザストの代表取締役社長であります。当社は(株)ザストとの間に機器・サプライ品販売、保守業務等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (12回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 阿久戸 庸夫	11回	91.6%	—	—
監査役 星野 陽司	12回	100.0%	12回	100.0%
監査役 関子田 誠	12回	100.0%	12回	100.0%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 阿久戸 庸夫氏は、親会社の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 星野 陽司、関子田 誠の両氏は、豊富な経験と見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新宿監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、当社監査役会は、会計監査人の監査方針及び監査計画を確認した結果、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等から実効性のある監査が行われると判断でき、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社取締役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ① 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款及び「経営理念・行動理念」に基づき行います。
 - ② 当社は、代表取締役が議長を務める「関係会社経営会議」を設置し、当社企業集団における業務執行を統括いたします。
 - ③ 当社は、コンプライアンスを統括する執行役員を任命し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認及び改善を行います。
 - ④ 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「R S 倫理規範」の周知徹底を図ります。
 - ⑤ 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - ⑥ 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「R S なんでも相談窓口」を設置いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規程」等の社内規程に従って、適切に保存及び管理を行います。
- (3) 当社及び子会社の損失の危機に関する規程その他の体制について
 - ① 当社は、リスク管理に係る社内規程を整備し、前述の関係会社経営会議にて当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底を図ります。
 - ② 当社ならびに当社グループは、ミツバグループで定められたBCP（事業継続計画）と連携して、適切な管理体制を整備いたします。
- (4) 当社取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ① 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
 - ② 当社は、重要な経営課題の審議及び意思決定を行う、「経営計画会議」及び「常務会」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - ③ 当社ならびに当社グループ各社は、中期（3年間）及び単年度の事業計画を策定し、各部門及びグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- ① 当社は、経営計画会議において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。関係会社経営会議では、定期的に各社の事業状況の報告を受けております。
 - ② 当社は、グループ各社担当の執行役員を任命し、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- ① 当社は、当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、職務を補助する従業員を配置いたします。
 - ② 当社監査役職務を補助する従業員の人事及び組織変更については、事前に監査役会又は監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
 - ③ 当社監査役職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。
- (7) 当社ならびに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ① 当社ならびに子会社の取締役等及び従業員は、当社監査役に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査役から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査役に報告を行います。
 - ② 当社監査室及び関連部門は、当社監査役に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
 - ③ 当社は、当社ならびに子会社の取締役等及び従業員が当社監査役へ直接通報又は報告を行える旨を定めた社内規程、ならびに当社監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規程を整備するとともに、当社の取締役等及び従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- (8) 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針について
- ① 当社は、当社監査役が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出又は弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - ② 前項に加え、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- ① 当社監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会、常務会等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。
 - ② 当社監査役は、当社監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人及び代表取締役と定期的に意見交換を行います。
- (10) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
- 当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。
- (11) 反社会勢力排除に向けた基本的な体制について
- 当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力又はこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築及び整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスを統括する執行役員を任命し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認及び改善を行っております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「RSなんでも相談窓口」を運用することで当社グループのコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「RS倫理規範」によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

(2) リスクマネジメント体制

当社は、リスク管理に係る社内規程を整備するとともに、代表取締役が議長を務める「常務会」「関係会社経営会議」を通じて、当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取組みの検討や具体的な指示を、当社グループ内へ展開しております。

(3) 取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を毎月1回以上開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性及び効率性についての監督を行っております。

「常務会」「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。なお、これら重要な会議の決裁書類及び議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切に保存及び管理されております。

(4) 内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針及び期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

(5) グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ各社担当の執行役員を任命し、子会社の事業状況その他の重要事項について各子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行っております。

(6) 監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性及び妥当性の確認を行っております。

監査役の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に監査役の同意を得て決定しております。現時点では補助すべき従業員はおりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業収益やキャッシュ・フローの状況を勘案し、経営基盤の強化と、企業価値向上に向けた中長期的投資などの内部留保を考慮しつつ、総合的な判断により、適正な株主配当に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当の決定機関は、平成21年6月25日開催の第40回定時株主総会において、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令で別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨の定款変更を決議しております。

この基準に基づき、平成27年度の配当金は、当期の利益状況を鑑み、1株当たり17円とさせていただきます。また、内部留保金につきましては、新規事業の創出、IoTやビッグデータなど新技術への対応及び成長事業の拡大に向けた研究開発や新製品開発投資に有効活用してまいります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,726,851	流 動 負 債	2,778,962
現金及び預金	1,262,347	買 掛 金	482,160
受取手形及び売掛金	2,828,346	短 期 借 入 金	170,000
リース投資資産	1,857,022	リ ー ス 債 務	723,408
有 価 証 券	100,000	未 払 法 人 税 等	55,628
た な 卸 資 産	473,217	賞 与 引 当 金	543,158
繰 延 税 金 資 産	337,598	役 員 賞 与 引 当 金	3,900
預 け 金	519,345	受 注 損 失 引 当 金	140,076
そ の 他	349,232	そ の 他	660,630
貸 倒 引 当 金	△259	固 定 負 債	1,589,774
固 定 資 産	3,421,783	リ ー ス 債 務	1,519,222
有 形 固 定 資 産	1,116,025	そ の 他	70,552
建 物 及 び 構 築 物	591,864	負 債 合 計	4,368,737
機 械 及 び 装 置	466	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	9	株 主 資 本	6,735,396
工 具、器 具 及 び 備 品	262,015	資 本 金	1,966,900
土 地	61,882	資 本 剰 余 金	2,453,650
リ ー ス 資 産	174,455	利 益 剰 余 金	2,323,359
建 設 仮 勘 定	25,331	自 己 株 式	△8,513
無 形 固 定 資 産	652,436	その他の包括利益累計額	44,500
ソ フ ト ウ ェ ア	223,587	その他有価証券評価差額金	28,187
リ ー ス 資 産	95,722	退職給付に係る調整累計額	16,312
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	167,283	純 資 産 合 計	6,779,896
そ の 他	165,842	負 債 純 資 産 合 計	11,148,634
投 資 そ の 他 の 資 産	1,653,321		
投 資 有 価 証 券	411,834		
長 期 前 払 費 用	28,604		
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,017,850		
繰 延 税 金 資 産	11,179		
そ の 他	183,857		
貸 倒 引 当 金	△5		
資 産 合 計	11,148,634		

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		13,043,974
売上原価		10,720,494
売上総利益		2,323,479
販売費及び一般管理費		1,735,826
営業利益		587,653
営業外収益		
受取利息	8,102	
受取配当金	8,483	
受取賃貸料	6,837	
その他	23,076	46,500
営業外費用		
支払利息	9,203	
有価証券売却損	6,834	
賃貸収入原価	1,118	
その他	2,715	19,871
経常利益		614,282
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産売却損	124	
固定資産除却損	4,413	
特別退職金	12,000	16,537
税金等調整前当期純利益		597,754
法人税、住民税及び事業税	59,027	
法人税等調整額	162,111	221,138
当期純利益		376,615
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		376,615

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日 期首残高	1,966,900	2,453,650	1,999,228	△8,513	6,411,264
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△52,484		△52,484
親会社株主に帰属する当期純利益			376,615		376,615
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	324,131	—	324,131
平成28年3月31日 期末残高	1,966,900	2,453,650	2,323,359	△8,513	6,735,396

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成27年4月1日 期首残高	92,892	431,892	524,784	6,936,049
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△52,484
親会社株主に帰属する当期純利益				376,615
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	△64,704	△415,579	△480,283	△480,283
連結会計年度中の変動額合計	△64,704	△415,579	△480,283	△156,152
平成28年3月31日 期末残高	28,187	16,312	44,500	6,779,896

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,344,334	流動負債	2,550,802
現金及び預金	1,084,079	買掛金	572,807
受取手形	15,960	短期借入金	120,000
売掛金	2,710,377	1年内返済予定の長期借入金	50,000
リース投資資産	1,798,530	リース債務	607,211
有価証券	100,000	未払金	269,106
仕掛品	461,650	未払費用	74,989
原材料及び貯蔵品	9,287	未払法人税等	40,914
前払費用	26,657	未払消費税等	156,290
繰延税金資産	302,482	前受金	8,547
預け金	509,046	預り金	49,215
未収入金	292,261	前受収益	711
その他	34,232	賞与引当金	457,032
貸倒引当金	△231	役員賞与引当金	3,900
固定資産	3,195,176	受注損失引当金	140,076
有形固定資産	816,333	固定負債	1,396,312
建物	574,702	リース債務	1,330,243
構築物	15,635	その他	66,069
機械及び装置	466		
車両運搬具	9		
工具、器具及び備品	145,801		
土地	61,882		
リース資産	1,987		
建設仮勘定	15,849		
無形固定資産	473,218		
借地権	144,127		
ソフトウェア	141,217		
ソフトウェア仮勘定	167,283		
その他	20,589		
投資その他の資産	1,905,624		
投資有価証券	297,145		
関係会社株式	413,139		
出資金	2,600		
長期前払費用	7,213		
前払年金費用	994,392		
繰延税金資産	14,546		
その他	176,594		
貸倒引当金	△5		
資産合計	10,539,511	負債合計	3,947,115
		(純資産の部)	
		株主資本	6,564,208
		資本金	1,966,900
		資本剰余金	2,453,650
		資本準備金	2,453,650
		利益剰余金	2,152,171
		利益準備金	63,000
		その他利益剰余金	2,089,171
		別途積立金	2,170,000
		繰越利益剰余金	△80,828
		自己株式	△8,513
		評価・換算差額等	28,187
		その他有価証券評価差額金	28,187
		純資産合計	6,592,396
		負債純資産合計	10,539,511

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	12,048,612
売 上 原 価	9,960,642
売 上 総 利 益	2,087,970
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,553,823
営 業 利 益	534,146
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,671
受 取 配 当 金	19,223
受 取 賃 貸 料	63,960
そ の 他	35,561
120,417	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,972
有 価 証 券 売 却 損	6,834
賃 貸 収 入 原 価	59,386
そ の 他	2,215
70,410	
経 常 利 益	584,153
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	9
9	
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	124
固 定 資 産 除 却 損	423
特 別 退 職 金	12,000
12,547	
税 引 前 当 期 純 利 益	571,615
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,025
法 人 税 等 調 整 額	169,366
204,392	
当 期 純 利 益	367,222

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合		利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成27年4月1日 期首残高	1,966,900	2,453,650	2,453,650	63,000	2,170,000	△395,566	1,837,433
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△52,484	△52,484
当期純利益						367,222	367,222
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	314,738	314,738
平成28年3月31日 期末残高	1,966,900	2,453,650	2,453,650	63,000	2,170,000	△80,828	2,152,171

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日 期首残高	△8,513	6,249,469	92,892	92,892	6,342,362
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△52,484			△52,484
当期純利益		367,222			367,222
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△64,704	△64,704	△64,704
事業年度中の変動額合計	—	314,738	△64,704	△64,704	250,034
平成28年3月31日 期末残高	△8,513	6,564,208	28,187	28,187	6,592,396

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 両毛システムズ

取締役会 御中

新宿監査法人

指定社員 公認会計士 末 益 弘 幸 ①
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 中 信 行 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社両毛システムズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社両毛システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 両毛システムズ

取締役会 御中

新宿監査法人

指定社員 公認会計士 末 益 弘 幸 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 中 信 行 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社両毛システムズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月10日

株式会社 両毛システムズ 監査役会

常勤監査役 樋口 幸一 (印)

社外監査役 星野 陽司 (印)

社外監査役 関子田 誠 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。

(3) その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集者及び議長) 第13条 (条文省略)	(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり)
(員数) 第18条 当社の取締役は9名以内とする。 (新設)	(略) (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u>
(選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 (新設)	(選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議において選任する。</u> <u>2. 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者(以下、「補欠者」という。)を選任することができる。</u> <u>3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第21条 取締役会の決議により代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役相談役・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によりこれを定める</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>4. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>5. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役相談役・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員(当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。)が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べた場合については、この限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略) (取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第27条 当社は監査役及び監査役会を置く。 (員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は4名以内とする。 (選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>5. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。 (取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員(当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。)が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり) (取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削除)
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び前条3項により選任された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	(削除)
(常勤監査役)	
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(報酬等)	
第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議によりこれを定める。	(削除)
(監査役会の招集)	
第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。	(削除)
2. 監査役会は、監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法)	
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。	(削除)
(責任免除)	
第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(削除)
2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(削除)
(監査役会規程)	
第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の設置)</u></p>
(新設)	<p><u>第28条 当社は監査等委員会を置く。</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
(新設)	<p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
(新設)	<p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p>
(新設)	<p><u>第31条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
(新設)	<p><u>第32条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第37条～第39条 (条文省略)	<p><u>第33条～第35条 (現行どおり)</u></p>
(報酬等)	<p><u>(報酬等)</u></p>
第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める	<p><u>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</u></p>
第41条～第43条 (条文省略)	<p><u>第37条～第39条 (現行どおり)</u></p>
(新設)	<p><u>附則</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
(新設)	<p><u>当社は、第47回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2. 第47回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役全員8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。また、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ひののぼる 日野昇 (昭和12年11月27日生)	昭和63年6月 (株)三ツ葉電機製作所（現(株)ミツバ）代表取締役社長に就任 平成3年6月 当社取締役に就任 平成11年6月 当社取締役会長に就任 平成12年1月 当社代表取締役会長兼社長に就任 平成12年6月 当社代表取締役会長に就任 平成19年6月 (株)ミツバ代表取締役会長に就任 現在に至る 平成21年7月 当社取締役会長に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ミツバ代表取締役会長	74,100株
2	あきやま つとむ 秋山力 (昭和25年5月15日生)	昭和50年4月 (株)三ツ葉電機製作所（現(株)ミツバ）入社 平成10年4月 同社開発支援室長 平成14年4月 同社開発企画部長 平成19年4月 同社情報システム室長 平成20年4月 同社経営企画部長 平成23年2月 当社入社 当社執行役員 平成23年6月 当社代表取締役社長に就任 現在に至る 当社社長執行役員 現在に至る 平成28年4月 当社グループ統括、情報サービス事業ドメイン統括 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター取締役	10,500株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	おぎのけんじ 荻野研司 (昭和31年10月22日生)	昭和52年3月 当社入社 平成11年4月 当社ガス・水道システム部長 平成13年7月 当社社会産業システム部長 平成14年4月 当社社会産業営業部長 平成15年4月 当社社会システム営業部長 平成16年4月 当社事業企画推進室長 平成17年4月 当社執行役員 当社事業推進室長 平成20年4月 当社グローバルソリューション事 業部長 平成21年4月 当社公共事業部長 平成23年6月 当社取締役就任 現在に至る 平成24年4月 当社公共事業本部長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社事業拡大担当 現在に至る 当社事業企画室長 平成26年4月 当社Future Pull推進担当 現在に至る 当社事業化推進室長 現在に至る 平成27年4月 当社専務執行役員 現在に至る 当社CTO (Chief Technical Officer :最高技術責任者)、(株)両毛ビジネス サポート担当 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター取締役	7,900株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	きた ぎわ なお き 北 澤 直 来 (昭和33年2月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年4月 当社社会営業部長 平成20年4月 当社社会ソリューション部長 平成21年4月 当社執行役員 当社ガス事業部長 平成23年6月 当社取締役に就任 現在に至る 平成24年4月 当社社会・産業事業本部長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社品質保証担当 現在に至る 平成26年10月 当社ヘルスケア事業部長 平成27年4月 当社専務執行役員 現在に至る 当社事業統括、構造改革担当 現在に至る 当社事業支援本部長 現在に至る 平成28年4月 当社開発支援部長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター代表取締役社 長 リョウモウ・ベトナム・ソリューションズ・カン パニー・リミテッド取締役	5,600株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	やま ぎき のぶ ひろ 山 崎 信 宏 (昭和35年7月15日生)	昭和60年4月 当社入社 平成15年4月 当社社会産業システム部長 平成16年4月 当社産業システムサービス部長 平成16年9月 当社産業システムサービス部長、 社会システムサービス部長 平成18年4月 当社社会システムサービス部長 平成20年4月 当社公共ソリューション第2部長 平成21年4月 当社公共ソリューション部長 平成23年4月 当社公共システム統括部長 平成23年5月 当社執行役員 平成23年6月 当社公共事業副事業部長、公共ソ リューション部長 平成24年4月 当社公共事業副本部長 平成25年4月 当社公共事業本部長 現在に至る 平成25年6月 当社取締役役に就任 現在に至る 平成25年11月 当社公共システム開発部長 平成27年4月 当社常務執行役員 現在に至る 当社公共事業担当 現在に至る 当社文教事業部長 現在に至る (重要な兼職の状況) リョウモウ・ベトナム・ソリューションズ・カン パニー・リミテッド代表取締役会長	3,500株

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	ふじのしゅうじ 藤野修二 (昭和38年10月19日生)	昭和61年4月 当社入社 平成20年4月 当社グローバルソリューション事業部ソリューション第2部長 平成21年4月 当社文教事業部長 当社製造事業部長 現在に至る 平成23年5月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役就任 現在に至る 平成26年4月 当社標準化担当 現在に至る 当社社会・産業事業副本部長 平成27年4月 当社常務執行役員 現在に至る 当社社会・産業事業担当 現在に至る 当社社会・産業事業本部長 現在に至る 平成28年4月 当社印刷ソリューション部長 現在に至る 当社組込ソリューション部長 現在に至る (重要な兼職の状況) リョウモウ・フィリピンズ・インフォメーション・コーポレーション代表取締役社長	3,700株
7	せたとしひろ 瀬田敏博 (昭和26年1月19日生)	平成20年1月 当社入社 平成20年4月 当社常務執行役員 当社ビジネス開発統括本部長、ITサービス事業部長 平成21年4月 当社ERP事業部長、新規事業開発部長、ITサービス事業部長 平成21年6月 当社取締役就任 平成22年4月 当社ERP事業部長、組込事業部長、新規事業部長、ITサービス事業部長 平成23年4月 当社組込事業部長、IT技術部長、ITサービス事業部長 平成23年6月 当社専務執行役員 平成25年6月 当社取締役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)両毛ビジネスサポート取締役 (株)両毛インターネットデータセンター取締役	4,200株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	あくとつねお 阿久戸庸夫 (昭和19年9月13日生)	平成6年6月 ㈱三ツ葉電機製作所（現㈱ミツバ）取締役就任 平成9年6月 同社常務取締役就任 平成14年6月 同社専務取締役就任 平成15年6月 当社取締役就任 現在に至る ㈱ミツバ代表取締役専務就任 平成18年6月 同社代表取締役専務執行役員就任 平成19年6月 同社代表取締役社長就任 平成25年4月 同社代表取締役相談役就任 平成25年6月 同社取締役相談役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱ミツバ取締役相談役	9,900株

- (注)
- 候補者 日野 昇氏は㈱ミツバの代表取締役会長であります。また、候補者 阿久戸 庸夫氏は㈱ミツバの取締役であります。㈱ミツバは当社の親会社であり、当社は同社との間にソフトウェア開発・システム販売等の取引関係があります。
 - その他の候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	樋口幸一 (昭和32年10月16日生) ※	昭和53年4月 ㈱三ツ葉電機製作所(現㈱ミツバ)入社 昭和53年10月 当社入社 平成11年4月 当社デザインシステム部長 平成12年4月 当社デザイン・文教システム部長 平成13年4月 当社製品開発部長 平成16年4月 当社サポートサービス部長 平成18年4月 当社執行役員 開発副本部長、開発企画部長 平成19年4月 当社品質保証部長 平成20年4月 当社事業統括本部技術センター長 平成25年6月 当社監査役に就任 現在に至る	2,000株
2	星野陽司 (昭和24年7月28日生) ※	平成3年4月 星野物産㈱代表取締役社長に就任 現在に至る 平成15年6月 当社監査役に就任 現在に至る 平成19年9月 前橋運輸㈱代表取締役社長に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 星野物産㈱代表取締役社長 前橋運輸㈱代表取締役社長	27,400株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	ずしだまこと 関子田 誠 (昭和19年11月14日生) ※	昭和51年1月 (株)ザスト代表取締役社長に就任 現在に至る 昭和58年1月 (株)アムズ代表取締役社長に就任 現在に至る 昭和63年3月 (株)関子田商店代表取締役社長に就任 現在に至る 平成23年6月 当社監査役に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ザスト代表取締役社長 (株)アムズ代表取締役社長 (株)関子田商店代表取締役社長	9,000株

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2. 候補者 樋口幸一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者 星野陽司氏は、前橋運輸(株)の代表取締役社長であります。当社は前橋運輸(株)との間に機器運搬作業の取引関係があります。
4. 候補者 関子田誠氏は、(株)ザストの代表取締役社長であります。当社は(株)ザストとの間に機器・サプライ品販売・保守業務等の取引関係があります。
5. 星野陽司、関子田誠の両氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
- ①星野陽司、関子田誠の両氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、企業経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監視していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスをさらに強化できるものと判断したものであります。なお、両氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、星野陽司氏は13年、関子田誠氏は5年となります。
- ②当社は、星野陽司、関子田誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認可決された場合、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
- ③いずれの候補者も、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ④いずれの候補者も、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤いずれの候補者も、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑥現在、当社と星野陽司、関子田誠の両氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、両氏の選任が承認可決された場合、同様の内容の契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、新井淳一氏は第3号議案の承認可決を条件として、監査等委員である取締役に就任する樋口幸一氏の補欠としての候補者、松枝 幹氏は社外取締役の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、監査等委員である取締役が任期中に退任し、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に、監査等委員である取締役に就任する旨の承諾を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	あら い じゅん いち 新 井 淳 一 (昭和34年6月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 次世代システム営業部長 平成22年4月 公共統括営業部長 平成25年4月 監査室長 現在に至る	3,000株
2	まつ えだ みき 松 枝 幹 (昭和29年2月2日生)	平成20年11月 太陽印刷工業(株)代表取締役社長就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽印刷工業(株)代表取締役社長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 松枝 幹氏を候補者とした理由は、企業経営の豊富な経験、知識を活かして当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断したものであります。
3. 候補者 松枝 幹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員を満たしております。
4. 候補者 松枝 幹氏とは、法令に定める監査等委員の員数を欠くことにより監査等委員に就任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年6月27日開催の第32回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 両毛システムズ1階プレゼンテーションルーム
(群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地)

■お車をお使いの株主様

北関東自動車道「太田桐生IC」から約12km
「太田藪塚IC」から約7km
東北自動車道「佐野藤岡IC」から約32km

■電車をお使いの株主様

東武桐生線 「新桐生駅」からタクシーで5分
「新桐生駅」から徒歩で15分
JR両毛線 「岩宿駅」からタクシーで約10分
「桐生駅」からタクシーで約15分

